平成２２年（フ）第８７号
仙台市太白区西多賀３丁目２番22号
債務者　内海　喜伴
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
仙台市若林区かすみ町４番16号
債務者　三浦　房二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
仙台市青葉区作並字湯ノ原28番地の１　グリーングリーン女子寮
債務者　長谷川留美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
仙台市泉区加茂４丁目35番地の５
債務者　岩間　憲一
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
仙台市宮城野区新田東１丁目15番地の２　センチュリー小鶴新田205
債務者　太田　志都
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田44番地１　マイ・ポートⅡ―202
債務者　佐藤　千春（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
宮城県黒川郡大衡村大瓜字下南沢59番地
債務者　熊坂　　眞
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
金沢市大河端町ホ114番地１、従前の住所東京都八王子市中野上町３丁目31番12号
債務者　鶴居　智穂
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２号
長野県諏訪郡下諏訪町2342番地13、前住所長野県岡谷市長地御所２丁目15番１号
債務者　真壁　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６号
滋賀県東近江市五個荘竜田町553番地１ヌーベルハウス105
債務者　髙瀬美沙子（旧姓西澤・植田）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８号
滋賀県彦根市堀町117番地22
債務者　岡田久仁男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８５号
神戸市長田区上池田３丁目17番26―105号
債務者　安部　敏郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県三田市大原1588番地１　Ｂ棟1102号、従前の住所兵庫県宝塚市山本南３丁目１番28―401号
債務者　末廣園こと　若生　　清
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８１号
兵庫県西宮市山口町中野120番地22
債務者　梶原　鈴枝
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９８号
兵庫県尼崎市食満３丁目１番10号
債務者　萩本　秀樹
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県尼崎市七松町１丁目19番16号406
債務者　伊島　健二
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７６号
兵庫県姫路市玉手２丁目465番地
債務者　三島　正人
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８１号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地41
債務者　安本　智子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部